



## 2013 デフリンピック

### 一般規則

更新：2013年1月25日

#### DG1. 基本原則

デフリンピックの目的は以下の通りである。

- ・ ろうのスポーツ選手に機会を提供するため。
- ・ スポーツを基本とする、ろうのスポーツ選手の身体・精神の質の向上、促進をはかるため。
- ・ 4年に1度のスポーツ競技にて世界中から選手を集めるため。
- ・ 国際ろう者スポーツ委員会（ICSD）の基本理念を世界中に広め、それによりろう者の国際親善を築くため。

#### DG2. 総則

1. デフリンピックは4年ごとに開催され、夏季大会と冬季大会は交互に2年おきに開催する。このデフリンピックは、IOCからの公式保護を受ける。
2. 可能である場合、デフリンピックの開催地はあらかじめ決められてはならず、開催地指名の前に、当該国のろう者スポーツ連盟から支持を受けている立候補都市が、ICSD評議員会に提議しなければならない。
3. 夏季デフリンピックおよび冬季デフリンピック開催期間は、開会式及び予選等を除き、夏季大会は12日を越えてはならず、冬季大会は8日を越えてはならない。
4. デフリンピックはICSDが独占する財産であり、その組織に全権を有する。ICSDは、デフリンピックに関する使用权(ライセンス)を与えることができる。
5. ICSD執行理事会（EB）の承認を得て、ICSD事務局長は、開催国立候補募集にあたって、冬季デフリンピック2万米ドル、夏季デフリンピック3万5千米ドルの債務証書（訳注：この語（bond）は「公債」の意味もある）を含む、開催費用の概要について決めることができる。開催国に決まった国は、公式発表から3ヶ月以内に使用权料を支払いが義務付けられる
6. デフリンピックは選手同士の競争であり、国家間の競争ではない。競技結果によって国家レベルを格付けるものではない
7. 出場者は以下のように制限される。
  1. 良耳の聴力が、少なくとも 55dB（500、1000、2000 各ヘルツの3周波の平均、1969年アメリカ国家規格（ANSI）基準による）の聴力損失と判定されたろう者。
  2. ICSD加盟国の国籍を有する者。
  3. 大会競技中、補聴器・人工内耳を使用しないこと。



## 2013 デフリンピック

### 一般規則

更新：2013年1月25日

#### DG3. 招致申請

1. 夏季又は冬季のデフリンピックを招致しようとする各国連盟もしくはその他の団体は、そのデフリンピックが開催される9年前に、開催予定の市、日程を含む書簡を事務局長に提出することができる。
2. 夏季および冬季デフリンピックは、加盟国の市（商工会議所、観光局など）も招致することができる。
3. デフリンピック開催申請書には下記の団体組織からの支援を証明する文書を添えることとする。
  1. 政府（または省）、財政保証を含む
  2. 提議された都市の市長
  3. 国内オリンピック委員会
  4. 該当する国内ろう者スポーツ連盟
4. 大会開催申請書の提出期限は執行理事会により決定され、提出期限の12ヶ月前までに公表されることがある。
5. 大会開催地の正式決定は、当該競技大会の6年前に開かれるICSD評議員会の場でおこなわれる。
6. 大会開催申請書には以下の詳細を含まなくてはならない。
  1. 競技大会開催立候補都市及び月日
  2. ホテル、食事、交通手段の現行価格一覧
7. デフリンピック開催を申請する各国協会は、現地視察を受ける前に、現行のICSD「デフリンピック規則」に必ず従うことに書面で同意しなければならない。
8. デフリンピックを招致しようとする各国連盟は、開催地及び施設を調査するためICSD会長および／もしくは、ICSDの指定する代理人の視察を手配しなければならない。視察の時期はその国でのデフリンピックの開催予定月と同じ月にしなければならない。
9. 評議員会は、評議委員会に出席し、資格のある各国連盟により行使された投票数の記録の単純過半数によって、デフリンピック開催地を任命する。
10. いずれの候補者も第1回の投票で登録された投票数の過半数を得られなかった場合、もう一度投票を行わなければならない。一候補が過半数以上の得票を得るまで、繰り返し投票を行う。
11. 2つの候補地間での投票が同一得票数であった場合、候補地の代表者は最終投票の前に5分間の説明演説をして、質問に対し答えることを許される。しかし、その後も同一得票数が継続する場合には、2候補地名を書いて箱に入れICSD会長がそのうちの1つを引いて、デフリンピック開催地として発表することとする。



## 2013 デフリンピック

### 一般規則

更新: 2013年1月25日

#### DG4. 組織委員会

1. デフリンピック開催に立候補した都市は、開催任命後6ヶ月以内に組織委員会(OC)を発足し、大会運営の責任をこれに委任するものとする。
2. 組織委員会は大会運営経験のある者によって構成されなければならない。組織委員会はICSD事務局長と電子的コミュニケーション機能を使って直接連絡をとる。
3. 組織委員会は電話、ファックス、電子コミュニケーション設備を備える中央集権的な事務局を置くことができる。これらの電話等コミュニケーションツールの番号を、組織委員会のレターヘッドとホームページ(あれば)に載せるものとする。
4. 組織委員会はデフリンピックの組織に責任を持ち、組織委員会の業務に対する協力を得るために、国内オリンピック委員会と交渉をしなければならない。
5. デフリンピックの競技プログラムを決定する際、組織委員会は適切な国内のスポーツ連盟と連絡をとり、そのスポーツ連盟の役員の協力を得るものとする。
6. 組織委員会は大会参加者の宿泊、交通などに関してデフリンピック公式旅行代理店を指定することができる。旅行代理店は電子的コミュニケーション機能を設置しなければならない。旅行代理店はデフリンピックの2年前に指定されなければならない。
7. 事務局長、総監督、団長は、競技開始1年前からデフリンピック開催会場を見学することができる。会場見学のスケジュールは、組織委員会が決定する。それ以外のときに訪問しても、組織委員会はサポートしない場合がある。

#### DG5. 報告

1. デフリンピックの準備にむけて、デフリンピックの1年前までICSD事務局宛に進捗状況の報告書を、3ヶ月に1回提出しなければならない。それ以降は、1ヶ月に1回の報告が義務付けられる。
2. 組織委員会の委員(1名または複数)は、進捗状況を報告するために、ICSDの執行理事会への出席を求めることができる。
3. デフリンピックに関する技術面及び組織面の(準備)詳細についての完全な報告書は、大会が開催される少なくとも2年前と4年前にICSD評議員会に提出する。
4. デフリンピックを完結すべく、下記を含む最終報告書を大会終了後1年以内にICSD事務局に提出しなければならない。
  1. 全競技種目結果
  2. 全競技評価
  3. 決算報告書
  4. 統計情報(選手・役員・観客人数、選手・観客の国別構成、観客数に対する選手数の割合、男女別人数を含む)



## 2013 デフリンピック

### 一般規則

更新：2013年1月25日

#### DG6. 正式招待

1. デフリンピックの案内状は1年前までにICSDと組織委員会双方から（別々に）送付され、そこにデフリンピックプログラムの一部である公認競技種目一覧を同封しなければならない。
2. デフリンピックのために作成されたすべての文書（案内状、競技一覧、登録カード、プログラム、ポスター等）と分配されるバッジ、メダル等には題字として、ICSDのロゴ・文字を入れなければならない。

#### DG7. プログラム

1. 各競技の技術委員（TD）は、デフリンピック開催の少なくとも6ヶ月前に最終競技プログラム日程を承認する。
2. IOC（国際オリンピック委員会）で認められている競技のみ、デフリンピックプログラムに含むことができる。
3. 組織委員会はICSD執行理事会とデフリンピック日程案を協議する。この協議によりICSD関連の競技大会と重ならないことを基本として、大会日程が決定され、大会開催の4年前には日程が固まるものとする。ICSD理事会も同様に、技術委員会およびICSD技術委員長に諮問する。
4. ICSD執行理事会は、夏季大会及び冬季大会のそれぞれ遅くとも18ヶ月前に各競技で実施する種目について承認する。執行理事会はICSD評議委員会の決定、技術委員の提出案、IE規則を考慮に入れなければならない。
5. 少なくとも5カ国または2つの地域から予備登録された競技種目についてのみ公式プログラムに含むこととする。また、登録選手が4人または2つの地域未満の場合、ICSD執行理事会の判断により、その競技または種目は中止される場合がある。

#### DG8. 競技追加・削除

1. 新しいスポーツを初めは公開競技として、デフリンピックに導入することができる。新競技はICSD執行理事会により、次回デフリンピックの正式競技種目としてICSD評議員会に提案することができる。ただし、提案されるには、新競技が以下の条件を満たしている必要がある。
  1. 新競技は少なくとも1回は世界ろう者選手権で実施されていないなければならない。
  2. 新競技が世界ろう者選手権において実施されたことがない場合、過去3年間に国際競技大会で実施され、男女共最低8カ国が出場していること。
  3. 新競技申請書は執行委員会の4ヶ月前に、ICSD事務局に提出しなければならない。技術委員会は新競技申請書を評価し、ICSD執行委員会へ意見書を提出しなければならない。
2. デフリンピックで過去2回連続開催されない場合、その競技種目は夏季または冬季デフリンピックプログラムから削除される。
3. 大会プログラムには少なくとも3地域連合からの、夏季大会では最低12連盟、冬季大会では最低6連盟により実施されている競技を含むものとする。



## 2013 デフリンピック

### 一般規則

更新: 2013年1月25日

#### DG9. 参加規定

1. デフリンピックはろうのスポーツ選手を公正無私な競技のために結集するものである。
2. 連盟あるいは個人に対して、人種、宗教、性別、政治を理由とするいかなる差別もしてはならない。
3. ある国の代表選として出場した選手が、別の国の代表として出場することができるのは、2年間の待機期間を経て、1回限りであり、再び前の国もしくは新たな国の代表として出場することはできない。この待機期間は、当該選手の属する新旧両国からの合意を経て、執行理事会によってのみ免除される場合がある。
4. 関係する国際スポーツ連盟規則および関係するICSD規則に規定されている場合を除き、競技者に対する年齢制限はない。
5. 登録用紙には適正コード及び参加連盟の役員2名（会長、事務局長）の署名入りの下記の宣言を含まなければならない。「我々署名者はデフリンピックの参加規定を読み、我々及び選手はその条件に従うことを誓います。我々はICSDによって認可された目的において、デフリンピックの期間中、テレビ撮影及び写真撮影などを受け入れることに同意します。」
6. 上記規則が守られていない限り、いかなる登録も無効とする。
7. ろう者スポーツの全国組織を結成する力が見受けられない弱小国の選手は、当該国のオリンピック委員会もしくはスポーツ局からの認証を待つ間でも、夏季及び冬季デフリンピックに出場できる。これらの選手はデフリンピック旗の下で行進する。
8. デフリンピックの登録過程はICSDが承認する。

#### DG10. IDカード

1. デフリンピックの組織委員会は各参加者及び役員に身分証明カードを提供しなければならない。
2. OCは、適切な書類（パスポートもしくは政府の発行する写真付きの身分証明書）によって、すべての選手の市民権を照合し、以下の項目がすべて合致しているか否か、選手にIDカードを発行する前に確認する。
  - フルネーム
  - 生年月日
  - 国籍
3. 身分証明カードは以下の項目を含むものとする。
  - デフリンピックの名称、日程、開催地
  - 姓
  - 名
  - 国籍（ICSD執行理事、ICSD技術委員を除く）
  - 生年月日（競技選手のみ）
  - スポーツ種目（選手及び関係するスタッフについてのみ）
  - 担当する役割（役員のみ、例：団長、トレーナー、通訳など）



## 2013 デフリンピック

### 一般規則

更新: 2013年1月25日

4. 各国連盟は、身分証明カードに記載するために組織委員会に提供する情報が正確であることを確保しなくてはならない。
5. 組織委員会は、身元証明の目的で身分証明カードにアルファベット、またはカラー・コードを使用することができる。組織委員会の許可なしに、身分証明カード上の記載情報を変えることは許されない。
6. 身分証明カードは、選手として参加する試合が行われる会場への出入りの権限を与える。選手が身分証明カードを持っていないことが明らかになった場合、試合の出場は許されない。

### DG11. 取締り・罰則

1. デフリンピックあるいは予選大会の出場に先立ち、聴力検査表をICSDに承認されるかICSDのオージオロジストの聴力検査を受けるかをしていない選手は、遅くとも夏季/冬季デフリンピックの3ヶ月前までに、1年以内に測定した聴力検査表をICSDに提出しなければならない。これは、予選あるいはデフリンピックに参加する前に行われなければならない。もし提出されていない場合には、出身国の連盟の経費負担において、デフリンピック会場で、聴力検査が行われる。
2. 聴力検査表の用紙は、ICSDの公式ホームページを通じて提供される。
3. 選手およびその国のろう者スポーツ連盟は、ICSDアンチドーピング規則を遵守する責任を有する。
4. ICSDは世界アンチドーピング規則を開発する世界アンチドーピング機構(WADA)の業務を支持し、規則の最新版に従う。
5. ICSDは上記規則に基づき、ICSDアンチドーピング規則を策定した。それはデフリンピクスおよび関連の国際競技会に適用される。
6. デフリンピックに参加している選手は、デフリンピック期間中いつでもドーピングテストを求められることがある。
7. アンチドーピング規則の違反があった場合は、ICSDはそのアンチドーピング規則にのっとりて制裁を課すことができる。
8. 組織委員会はドーピング検査にかかわる費用をすべて負担する責任がある。
9. 組織委員会はデフリンピックの会場で、ドーピング管理のプログラムが実施できるよう、設備を整える(訓練を受けた検査者、サンプル収集のための適切な設備、WADA認定の試験室へのアクセスを含む)責任を有する。
10. 組織委員会はすべての会員国にサンプル収集の技術的なプロセスを説明したドーピング管理ガイドを配らなくてはならない。
11. すべての会員国は、選手に対しICSDのアンチドーピング規則および要件を知らしめる責任を有する一方、選手自身もこれらの規則に厳密に従う責任を有する。
12. 検査を拒否した選手はデフリンピックから除外され、ICSD執行理事会の決定により、すべてのICSDの競技から一定期間もしくは生涯除外されなければならない。
13. これらのテストのいずれかに不合格となった選手はICSD執行理事会の決定により、定められた期間、あるいは永久的にICSDの競技大会から追放されるものとする。参加を禁止された該当選手の氏名はすべての文書から除かれ、デフリンピックで授与されたいかなるメダルも没収されるものとする。



## 2013 デフリンピック

### 一般規則

更新：2013年1月25日

14. このような選手が団体競技のチームの一員であった場合、チーム全体が失格となり、その名前がすべての公式文書から除かれ、デフリンピックで授与されたいかなるメダルも没収されものとする。
15. 選手又はチームの不正行為のあった場合、該当する連盟はICSD執行理事会によって課せられるすべての実費と罰金を支払わなければならない。
16. デフリンピック期間中に行われたテストのすべての実費は組織委員会が負担するものとする。

#### DG12. 団体競技

1. 団体競技の予備登録は、夏季大会前の2年半前、冬季大会の1年半前に行わなければならない。
2. 1連盟からは1チームのみの参加が認められる。
3. 決勝ラウンドには原則として、競技種目（男女別）ごとに16チームまでの参加が、テクニカル・ディレクターの推薦および競技の性質に基づく、ECの決定によって認められる。
4. デフリンピックへの出場資格は地域連合の選手権の結果に自動的に従う。
5. 予選同様、決勝ラウンドを出場辞退したチームは罰金を徴収される。
6. 登録したチームが登録締切日以前の予選に参加が必要ない場合、罰金なしで出場辞退できる。

#### DG13. 個人競技

1. 各選手が参加できる種目数に制限は設けない。
2. 出場不許可との医師の診断書を提出した場合を除き、出場辞退選手は罰金を徴収される。

#### DG14. 予備登録および最終登録

1. 各競技種目の出場選手数を記入した予備登録は、デフリンピックの1年前までにICSD事務局宛てに提出されなければならない。
2. 各選手名、出場競技種目を記入した最終登録は、ICSD執行理事会の定める時に、ICSD事務局または組織委員会に提出されなければならない。
3. 予備登録及び最終登録締め切り日は、事務局長が執行委員会と協議の上決定する。決定後すぐ組織委員会に連絡されるものとする。
4. 締め切り後に受理された最終登録申し込みは、登録が認められない。



## 2013 デフリンピック

### 一般規則

更新：2013年1月25日

#### DG15. 広告

デフリンピックの全参加者は、商用宣伝広告のついた物の所持と着用について規定したICSD執行理事会のすべての指示に従わなければならない。

1. ICSDはデフリンピックの期間中、宣伝広告のついた物の所持と着用を認める。メーカーの名称や商標などは、1つのウェアまたは用具につき1つまでとする。
2. 参加者はそのメーカー特有のデザインの競技用衣服および靴を着用することが認められる。この場合、メーカーの名称またはロゴの大きさは、特有デザインの一部として、あるいは特有デザインから独立した使用を含め、前面および背面の合計が最大400cm<sup>2</sup>までとする。

#### DG16. 報道規則及び諸項目

1. 組織委員会による契約はすべて、ICSD執行理事会の指示とデフリンピック規則に従うものとする。これは、時間計測機器、スコアボードおよび報道に関するものを含むが、それらに限定されるものではない。
2. デフリンピックの報道と観客を最大限に確保するため、すべての地域及び国際マスコミ媒体の代表に対し、デフリンピックの試合、開会／閉会式の報道許可を求めるよう勧奨する。
3. 許可を求める報道陣は、デフリンピックの遅くとも3ヶ月前に公式申請書をICSDに提出しなければならない。この申請書に申請者はICSD、組織委員会または任命された者のすべての指図に従うという合意を示す。また、取材に含まれるすべての経費（すなわち乗用車や備品のレンタル代金）を支払う責任と、ICSDに取材結果の原本のコピーを提出する責任を認めるものとする。取材結果には新聞など印刷記事、録画したビデオ／フィルムなどを含む、
4. 地元の報道陣がデフリンピックの報道の許可を得た場合、ICSD、組織委員会及び任命された者はその報道陣にデフリンピックへのアクセスを与えるよう努力する。許可された報道陣は、取材に含まれるすべての経費を支払う責任を含むICSD、組織委員会及び任命された者のすべての指示に従う。
5. ICSD執行理事会は（組織委員会と協議の上）、あらゆる報道陣の申請について許可を認めたり却下する権利、また既に認められた許可を撤回する権利を有する。ICSDは組織委員会との協議の上、各報道陣の人員制限数を決定するものとする。
6. 適切なアクレディテーションを持つ者のみが、写真及びフィルム撮影のために会場内の競技場への入場を許可される。観客は写真撮影の目的で、競技トラックやコートなどに入ることは許されない。観客は、常に観客席にとどまらなくてはならない。これは表彰式の場合でも同様である。
7. 各競技の結果はできる限り早く組織委員会事務局に伝えられ、事務局は出版物に掲載しなければならない。

8. 組織委員会は全競技結果の情報を集め、競技結果やその他競技に直接関係のある情報について、印刷物や電子情報手段を通してできるだけ広範囲に、確実に広めることについて責任を持つ。
9. 宣伝広告及び後援  
デフリンピックの法人後援契約はすべてICSDが当事者となる。組織委員会はICSDによりなされた契約に従うものとする。
10. ICSD旗・ロゴ・標語等  
公式ICSD旗、ロゴ、標語、音楽、「デフリンピック」の名称及び関連するICSDマークはICSDの占有財産である。ICSDはICSDの財産の使用に関し、ライセンス権を与えることができる。
11. 宣伝及び広告
  1. 大会期間中は、いかなる政治的、宗教的、民族的な宣伝活動も許されない。
  2. 競技場内での宣伝看板などと広告の掲示については、ICSDに許可を得たもののみ認められる。
  3. ICSD執行委員会は、広告に許可を与える際の条件を決定する権限を有する。
12. マスコット
  1. デフリンピックのために制作されたいかなるマスコットもデフリンピックのマーク、すなわち組織委員会からICSD執行委員会へ提出され承認されたデザインとされる。これらのマスコットは、ICSD執行理事会から事前の文書による承認なしに、営利目的に使用してはならない。
  2. 組織委員会はICSDの利益のために、デフリンピックのマスコット及び関係するマークを確実に保護するものとする。デフリンピック開催年の終了と同時に、デフリンピックのマスコット、マークの使用も終了する。組織委員会及び（または）開催国のろう者スポーツ組織は、場合によってまた必要な範囲で、（ICSDの単独利益を守るために）デフリンピックのマスコットとマークの使用に関して、受託者の役割を果たすものとする。
  3. 各国のろう者スポーツ組織は大会開催国外において、事前にICSDの文書による承認なしに、マスコットを営利目的で使用してはならない。この承認に先立ってICSDは組織委員会と協議することとする。



## 2013 デフリンピック

### 一般規則

更新：2013年1月25日

#### DG17. 財政規定

1. 組織委員会（又は代理店）はデフリンピックに出場するすべての参加国連盟に対して、宿泊施設、食事、交通（公共交通機関、各競技場間の交通等、その他渡航に関する手配支援）を保証し、それらを適切な価格で提供しなければならない。
2. 各選手団は旅費、宿泊費、および支援にかかる費用を負担する。
3. 組織委員会は代理店を指定し、デフリンピック参加者のために渡航、宿泊その他支援をすることができる。
4. 組織委員会は下記に対して負担しなければならない。
  1. DG3. 7. に対して（ICSD会長による会場視察）。
  2. 大会開催の約1年前に行われる、ICSD事務局長によるデフリンピック会場視察に対して。
  3. ICSD会長、ICSD事務局長、他のスタッフおよびICSDが指定する契約者の全旅費及び宿泊費。
5. デフリンピック開催により発生した収益はろう者スポーツ発展のため、以下のように分配される。
  - ICSDに対して50%
  - 主催国連盟に対して50%
6. 万が一デフリンピックにかかる費用が収益を越える場合は、主催国連盟（又は組織委員会）が損失補填の全責任を負うものとする。



## 2013 デフリンピック

### 一般規則

更新：2013年1月25日

#### DG18. メダル・賞状

1. メダル及び賞状のデザインは、デフリンピック開催の遅くとも12ヶ月前に、承認を得るためにICSD執行理事会へ提出しなければならない。
2. 全競技種目について、優勝者には金メダル及び賞状、準優勝には銀メダル及び賞状、第3位には銅メダル及び賞状を授与する。全メダルに該当する競技及び種目名を彫るものとする。技術と時間の許す範囲で、同様にメダル獲得者の氏名をメダルに彫る。第1位については同位優勝はないものとし、順位決定戦が行われる。
3. 個人競技については、4位～8位入賞者に賞状が授与される。
4. 各団体競技及び種目について、ただし特殊な場合（例えば、個人競技で抽選などによる対戦の位置によって順位が決定してしまうような場合）を除くが、デフリンピック中に開催された試合又は競技に少なくとも一度は参加している、優勝チームの各選手に対して1位、準優勝チームの各選手に2位、その次のチームの各選手に3位が与えられる。上記チームの他の選手にも賞状が授与されるが、メダルは授与されない。4位～8位入賞チームの選手には賞状のみ授与される。
5. 特殊な場合の団体競技では、チームに対し1つのメダルが授与され、選手には賞状のみ授与される。
6. メダルの裏にICSDのロゴを入れる。
7. 賞状にはICSD及び組織委員会両方のロゴを入れ、ICSD会長及び組織委員長がサインをする。選手名は印刷とする。
8. 組織委員会は各参加国の団長に銀メダルを提供する。
9. デフリンピックでは上記以外の賞は与えられず、組織委員会は大会終了時に残ったメダルと賞状をICSDに提出する。
10. デフリンピック参加選手が失格となった場合、メダル及び賞状をICSDに返却しなければならない。返却されない場合、該当する参加国連盟は制裁を免れない。
11. 組織委員会は各メダルの見本を2つずつICSDに提出する。
12. 組織委員会は全てのメダルの鋳型を、デフリンピック後にICSDに提出しなければならない。

#### DG19. ポスター

1. ポスターのデザインは、創造されることとする。
2. ポスターには、目立つ位置にICSDのロゴが入っていないなければならない。
3. ポスターは現行の夏季/冬季デフリンピックの版の閉会式もしくは閉会式終了後でなければ配布できない。



## 2013 デフリンピック

### 一般規則

更新：2013年1月25日

#### DG20. 著作物

1. 主催国連盟（または組織委員会）は2ヶ月以内に、ICSD会報に載せるためにデフリンピックの全競技及び種目の結果の完全な写しを、ICSDに送らなければならない。
2. ロゴ
  1. デフリンピックに関するすべての著作物、ビデオ、フィルム、公文書及び報告書、またはデフリンピックに関連する便箋等のレターヘッド、アートワーク、メダル、その他デフリンピックの宣伝用販促物または一般に販売するための商品を含むすべての所有物について、ICSDのロゴを必ず目立つ位置に載せなければならない。
  2. ICSD会長のメッセージは、全著作物、公文書及び選手村ガイドを含むパンフレット、最終報告書、公式“フィルム”及びその他すべての広報手段に載せるものとする。
3. パンフレット  
大会詳細パンフレットは、プログラム全般と大会期間中利用できる施設及び設備、サービスについて記載し、英語とデフリンピック主催国の言語で作成する。組織委員会はデフリンピック開会の2年前に、ICSD及び全加盟国ろう者スポーツ組織へパンフレットを配布することとする。
4. 競技結果
  1. デフリンピックの完全版結果報告本は、デフリンピック終了後1ヶ月以内に発行される。結果報告本は、デフリンピック記録リストにあわせて競技種目と分類レベルに整理した全予選および決勝の結果を含むものとする。
  2. この結果報告本は、発行後すぐ、ICSD本部に15部が無料配布される。
  3. この結果報告本は各国ろう者スポーツ組織、ICSD、執行理事会、技術委員に無料配布する。
5. 報告書
  1. 完全版の報告書はデフリンピック後一年以内に用意され、デフリンピック開催国の公用語で書かれなければならない。この報告書は正式な英語の翻訳付きで、ICSDのために15部用意しなければならない。
  2. この報告書は各国ろう者スポーツ組織及びICSD理事に無料配布される。
  3. 組織委員会がデフリンピックの組織として発行した全ての著作物を3部ずつ、報告書の一部としてICSDに無料配布する。
  4. デフリンピック開催立候補中及びその後組織委員会として作成した、デフリンピックに直接関係する物品（メダル、ポスター、おみやげ品など）を2つずつ、報告書の一部としてICSDに提出する。



## 2013 デフリンピック

### 一般規則

更新：2013年1月25日

#### DG21. 競技式典

1. 組織委員会は開会式及び閉会式について規則に従わなければならない。
2. 全ての夏季及び冬季デフリンピックにおいて、ICSDF旗の引継ぎを行う。
3. 執行理事会は、表彰式の全責任を負い、適切な場合においては、代表してメダル授与を執り行うことがある。ただし、表彰式の執り行いは、技術委員がおこなうこともできる。

#### DG22. チーム代表者・技術委員代表者会議

1. ICSDF理事、技術委員、組織委員会の役員といった様々な役員間の役割と責任を明確にするため、デフリンピックの前夜に上記すべての役員による会議を行うものとする。
2. 各競技別のチーム代表者・技術委員代表者会議は、遅くとも第1試合の1日前に行う。
3. チーム代表者・技術委員代表者会議には、各技術委員、異議申し立て委員及び各参加国チームの代表者最大2名が出席する。チーム代表者のうち最低でも1名はろう者でなければならない。
4. トーナメント戦（テニス競技など）の抽選は、会議中に実施する。

#### DG23. 権限・判定権（全競技審判員）

1. 競技の監督責任をもつ技術委員（TD）とアシスタントは執行理事会で指名される。技術委員は各々のスポーツの技術委員と異議申し立て委員を兼ねることになる。
2. 技術委員会は5名のメンバーで構成され、うち1名は技術委員(TD)とする。他の4名は組織委員会(OC)が指名する。
3. 各スポーツの競技規則は国際連盟規則とし、規約の聴覚的な合図を視覚的なものに部分修正をする。
4. 各審判員、スタート係及びその他競技役員は、国内で最も適した者の中から組織委員会が選出する。
5. 組織委員会は、すべての審判員の資格証明のコピーを、遅くとも最初のチーム代表者・技術委員代表者会議の14日前までに、技術委員長に提出しなければならない。
6. デフリンピック審判員の義務は、審判員の持つ他の専門的責任と対立してはならない。
7. 可能な限り、審判員の国籍は、競技に出場しているいずれかのチームと同じ国籍では内容に計らう。
8. 各国連盟は、大会での職務に国際的な資格を有する審判員を推薦することができる。大会での職務に有能な審判員を推薦できる。ただし、組織委員会と特別な合意がない限り、その連盟は当該審判員にかかるすべての費用を負担しなければならない。
9. 組織委員会は、大会の遅くとも3ヶ月前に各審判員の担当スポーツ及び名前を通知しなければならない。
10. 組織委員会は、各審判員の任命に全決定権を有する。
11. 組織委員会は、準会員によって組織された認定コースを修了したろう者の審判を認め、そのサービスを活用できる。



## 2013 デフリンピック

### 一般規則

更新：2013年1月25日

#### DG24. 異議申し立ておよび上訴（紛争）

1. ICSD会長または会長に指名された者は、主催国連盟（又は組織委員会）又は大会参加国連盟により提出された、大会に関係するあらゆる申立ての仲裁において最高権力を有する。
2. 試合会場において、試合についてだされた異議については、大会役員によって判断が下される。これらの審判の判断の対象となるのは、試合結果が決定してから2時間以内に英語で書面で異議を申立てた場合に限られる。紛争に関して、さらに明確にする必要であれば、該当する国際スポーツ連盟規則を参考にしなければならない。
3. 役員への決定に対する申立ては、抗議委員会に提出する。併せて評議員会で決められた額の申立て金を納めるものとする。
4. 抗議委員会の決定に対する申立ては、申立人である選手団の役員が、抗議委員会の決定後、4時間以内にデフリンピックの審査員団に対しておこなわなければならない。
5. 抗議委員会は5名からなり、1名は技術委員とする。他の4名は組織委員会が指名する。
6. 審査員団は5名で構成し、うち3名はICSD執行理事会が指名し、残りの2名は組織委員会が指名する。
7. 申立てが受け入れられた場合、申立て金は訴えを起こした選手団に返却される。
8. 聴力テスト及びドーピングに関する申立ては、（医療委員会、選手委員会などの主要代表者と協議の上）、ICSD執行理事会が判定権をもつ。

#### DG25. 技術規則

1. ICSD執行理事会と技術委員は、各競技の技術規則を作成し、必要であればデフリンピックのプログラム上の各種目についても技術規則を作成する。
2. これらの技術規則は、デフリンピックの少なくとも6ヶ月前に有効となった規則のもとで行われたオリンピック大会もしくは現在の国際スポーツ連盟の規則にあわせるものとする。
3. これらの技術規則は、デフリンピックの6ヶ月前に電子的に発行され、ICSD全加盟国連盟に送信されるものとする。
4. デフリンピックのプログラムに含まれる全ての競技に対し、競技施設および設備を提供する。全ての施設は、ろう者にとってアクセスしやすいものでなければならない。また主要な駅や選手の滞在先から便利などろになければならない。



## 2013 デフリンピック

### 一般規則

更新：2013年1月25日

#### DG26. 開催施設

夏季デフリンピック施設：

下記の競技施設は次の通りであること：

- ・ メイン・スタジアムは 400m トラック、最低 8 レーン、フィールド競技に十分な面積を人工地面で備える。国際基準の電子記録装置は全トラック種目のゴール地点で利用できなければならない。できれば、メイン・スタジアムで開会式及び閉会式を行い、これらの前イベントとしてサッカー競技の試合を行う。バドミントン会場は国際競技基準のコートを 4 面以上備える。
- ・ バスケットボールー国際大会として承認される、国際基準サイズのコートを 2 面以上とさらに練習用コートを備える。（必要ならば、コート 2 面以上の会場 2 箇所を利用して、男女別にトーナメントを行う）
- ・ ビーチバレーー国際競技基準の砂コートを 2 面以上備える。
- ・ ボウリングー国際競技基準に適合した、20 レーン以上を備えなければならない。
- ・ 自転車競技ーサイクリング・ロードは 5,000m 以上の直線コースを一つと、国際競技基準の長距離コース、ICSD 競技規則の記述に則った、マウンテンバイク用クロスカントリーコースを備える。
- ・ サッカーー国際競技基準の正確なサイズ及び良質の芝表面の競技場とする（メイン・スタジアムに加えて）。
- ・ ハンドボールー正確な比率かつ良質な、インドアの競技サーフェスに加え、適切なウォーミングアップ・練習設備に近接していること。
- ・ オリエンテーリングー国際公認コースとする。
- ・ 柔道ーIJF によって承認された試合場を少なくとも 2 面備えたホール、試合の情報を知らせるテレビ（スクリーン）2 台（各マットにスクリーン 1 台）、審判が試合を監督するためのカメラおよびビデオを、各エリアに各 1 台、その他 IJF の規則に則る、試合実施に必要なすべての機材
- ・ 空手ーWKF によって承認された試合場を少なくとも 2 面備えたホール、試合の情報を知らせるテレビ（スクリーン）2 台（各マットにスクリーン 1 台）、各試合エリア周辺に設置するフラッシュライト各 4 基、審判が試合を監督するためのカメラおよびビデオを、各エリアに各 1 台
- ・ 射撃ー国際大会として承認される射撃場（空気銃の設備も備えていること）
- ・ 水泳ー2~3 の室内及び／または屋外スイミング・プール（50m プール及び／または水球競技場に加えて練習用プール）を備える。プールのゴール地点に国際競技基準の電子記録装置、プール、時間計測機器を備え付けなければならない。
- ・ 卓球ー国際競技基準の卓球台 24 台まで入るスペースを備える。



## 2013 デフリンピック

### 一般規則

更新：2013年1月25日

- ・ テコンドー-WTFによって承認された試合場を少なくとも2面備えたホール、試合の情報を知らせるテレビ（スクリーン）2台（各マットにスクリーン1台）、各試合エリア周辺に設置するフラッシュライト各4基、審判が試合を監督するためのカメラおよびビデオを、各エリアに各1台
- ・ テニス-芝またはハードコート8面以上を備える。
- ・ バレーボール-国際競技基準のコート2面を備える1会場か、または、コート1面を備える2会場とする。
- ・ レスリング場はマット2面以上を備える。

#### 冬季デフリンピック施設：

- ・ アルペンスキー-回転、スーパー大回転、大回転、複合、滑降用のFIS（国際スキー連盟）適合ピステ、加えて適切な維持管理を要する。
- ・ クロスカントリースキー-国際スキー連盟規則及び規約に適合した5km、10km、15km、30kmのコース
- ・ カーリング-国際大会として承認されるシートを少なくとも4面取ることの出来るインドアスケートリンク
- ・ スノーボード-国際スキー連盟基準に適合したハーフパイプ及び大回転、パラレルスラローム用のFISピステ。
- ・ アイスホッケー-国際アイスホッケー連盟（IIHF）の要求に準ずる国際競技基準により承認された室内スケートリンク。

すべての競技会場で電光特典掲示板（スコアボード）を備える。固定されているものか、取り外し可能のいずれかとする。

#### デフリンピック・パーク：

冬季及び夏季デフリンピック会場には、表彰式、情報センター、集会の場所などに使用されるデフリンピック・パークを設けることを検討すべきである。このデフリンピック・パークはシティ・スクエア（町の中心）またはデフリンピック村から近い場所に設けられるべきである。



## 2013 デフリンピック

### 一般規則

更新：2013年1月25日

#### DG27. 交通機関

##### 1. 開催地交通機関

1. 組織委員会はICSD全職員、役員及び選手のために、宿泊先から競技場までの交通を確保しなければならない。審判員及び選手に対してはそれぞれが競技もしくは参加する競技施設への往復の交通のみを提供するものとする。競技チームの役員、ICSD役員、組織委員会役員のみが交通サービスを自由に利用できる。できれば全競技の技術委員用に、すぐ移動したい時に自由に利用できる個人用車を用意する。
2. 登録していない競技を観戦するために交通サービスの利用を希望する選手及び役員は、組織委員会の判断で、交通費を自費負担するものとする。
3. 交通サービスは開会式の2日前から閉会式まで利用できるものとする。組織委員会が希望する場合は、空港と選手団の宿泊施設との間の交通手段を提供することができる。

##### 2. ICSD 執行理事会

1. ICSD会長及び事務局長には個人専用乗用車を用意しなければならないが、ICSD理事のために移動用乗用車（バン）1台が提供されるものとする。
2. 組織委員会は、デフリンピック開会式及び閉会式に公式出席するICSD関係者に交通手段を提供しなければならない。

##### 3. 交通機関案

1. 組織委員会はICSD執行理事会への定期報告書に、選手及び役員が競技会場、宿泊先、その他の施設間を移動できる全交通手段概要を載せた、交通機関案に関しての情報を含めなければならない。
2. ICSD執行理事会は交通機関に関して進捗状況の報告書作成のために、いつでも組織委員会と連絡をとることができる。

#### DG28. 医療・救急処置

1. 組織委員会は大会競技期間中、適切な医療補助（医師、看護師、歯科医など）を設置する責任を持つ。この責任は、執行理事会の判断のもと、応急処置および近隣の受け入れ可能な病院への輸送に限定される場合がある。
2. 各チームの医師、看護師及び派遣団長は、開催地到着次第すぐに全医療サービスの内容、連絡先について情報提供を受けるものとする。
3. 救急処置本部は全競技場で利用できるもので、医療及び救急処置スタッフと緊急事態に備え救急車を適切に配備されていなければならない。
4. 看護サービスは24時間体制でなければならない。また、控えの医師が待機しており常に呼び出せる体制でなければならない。
5. 病院施設は救急病室と重症患者のための病床を備え、24時間期間中無休で利用できるものとする。
6. 理学療法士が選手を治療するのに必要な設備を整えなければならない。この設備は参加選手団の療法士が自国の選手の治療をするために提供される。

7. 大会参加国が自国選手団のためのけが・医療診療所を希望する場合は、当事国の宿泊施設に適切な場所を確保しなければならない。

## DG29. 宿泊施設及び詳細

1. デフリンピック・ビレッジ
  1. 組織委員会ができる限り、全競技選手及び選手団役員が適切な価格で寝食ともにできるように、適切で便利な立地の宿泊施設を提供しなければならない。これと異なる対応をする場合にはICSDの承認を必要とする。
  2. ICSD選手村は選手団に対して少なくともデフリンピック開会式の1週間（7日）前から閉会式の3日後まで開放されるものとする。
  3. 選手村はメイン・スタジアム、練習場及びその他の施設にできる限り近く、ろう者が利用しやすいようアクセスが確保されなければならない。
  4. 技術委員、役員、審判員、アンパイヤー、タイム・キーパー及びICSDと組織委員会が任命したその他役員の宿泊手配も行われなければならない。
2. ビレッジ滞在について  
選手及び選手関連の役員は選手村に滞在する。技術委員、役員、審判員はICSD選手村に滞在するものとする。
3. 居住環境
  1. 組織委員会はICSDと協議の上、ろう選手に適した居住環境を提供するものとする。住居管理者は部屋を適切に利用できるよう維持管理し、住居に関する諸問題に対応する。
  2. 浴場及びトイレは毎日清掃する。客室及び事務所は定期的（1日おき）に清掃する。
4. 食事  
組織委員会は大会参加国に対し、宗教、治療食の関係で特別食が必要かどうかを確認し、特別食を必要とする選手にも対応できるようにする。
5. 情報センター  
情報センターは選手団のニーズに対応することを目的に設置する。また、競技会場、競技、交通輸送の最新情報、当日の会議、毎日の競技結果及び日刊紙の配布も行う。
6. 娯楽施設  
組織委員会は選手及びスタッフのためのレクリエーション・プログラムを企画する。このプログラムには、開催地のための交流を深め文化を広める企画を含む。



## 2013 デフリンピック

### 一般規則

更新：2013年1月25日

#### 7. ICSD執行理事および技術委員長の宿泊施設について

1. ICSD全執行理事および技術委員は、ICSD本部の置かれるホテルに宿泊し、食事とクリーニング・サービスを含む宿泊費を組織委員会が負担する。ICSD本部となる施設に宿泊するすべての人の食費とクリーニング・サービス費用は組織委員会が負担する。ICSD本部施設はICSDにより承認されたホテルでなければならない。
2. 客室はICSD理事とスタッフ（オージオロジスト、通訳者、その他のICSDスタッフなど）に提供され、ICSDの来賓にも上記と同様に全食事付きで提供する。
3. 組織委員会は無料で25人の会議を開催できる部屋とラウンジ・スペースを提供するものとする。これらの部屋には毎日、軽食、果物、飲み物を備えておく。
4. 組織委員会は8名を収容できる事務局スペースを提供する。

#### 8. 宿泊施設（ICSD選手村をつくらない場合）

1. 組織委員会は全競技選手及び選手団役員が適切な価格で宿泊・食事できる様に、全参加国が同一施設を利用できない時はできる限り近くに、適切で便利な宿泊施設を提供しなければならない。
2. 宿泊施設は少なくとも開会式の6日前から閉会式の翌日まで、全競技チームが利用できるよう、設置するものとする。
3. 宿泊施設はメイン・スタジアム、練習場及び競技場のできる限り近くに設置する。
4. 組織委員会が任命した審判員、アンパイヤー、レフリー、タイム・キーパーの宿泊手配も行うものとする。
5. 組織委員会はICSD執行理事、技術委員、審判員及びICSDが組織委員会と協議の上決定したその他の人員の宿泊費を負担する。通常これらの人員は主要競技会場にできるだけ近い五つ星、もしくは四つ星宿泊施設に滞在すべきである。
6. 大会参加者の宿泊施設は選手、役員及び組織委員会スタッフに限り利用できる。応援団及び観客は大会参加者とは別の宿泊施設に滞在するものとする。
7. 参加国選手団は、選手の宗教又は医学的理由による特別食の手配に責任を持つ。



## 2013 デフリンピック

### 一般規則

更新：2013年1月25日

#### DG30. 大会参加者

##### 1. 情報提供者

組織委員会は情報担当者を養成すること。情報担当者は本部ホテルや主要競技場内の情報事務所を使用し、役員、選手、観客に対し、大会競技プログラム、会期中の交流イベント、開催地の名所旧跡や文化施設に関する情報を配信するものとする。

##### 2. 随行員

1. ICSDの来賓、その他公式な来賓のために、随行員グループが待機する。このグループは、開会式・閉会式の補佐も務める。
2. 組織委員会は随行員が選手団も補佐できるよう養成すること。随行員の人数は、選手団の人数に比例して決定され、全員国際手話が堪能なものとする。随行員は選手団長と共に会議に出席し、選手やスタッフを支援する。

##### 3. 各選手団会議の開催

1. 組織委員会はICSD執行理事会、技術委員（TD）、組織委員会が当日及び翌日の日程について話し合えるよう、毎日会議を開催するものとする。会議室は、設備が整い、夏季大会は30人、冬季大会は20人を収容可能な部屋とする。
2. 会議室には、ノートパソコン、LCDプロジェクター、OHP及びスクリーンを設置する。各国選手団が前もって組織委員会に申請した会議にもこの部屋を利用できるものとする。

##### 4. 通訳者

組織委員会は有資格通訳者を組織する。

##### 5. 警備

1. 組織委員会は大会参加者及び用具の安全に関する責任を持つ。そのために警備員と契約し、大使館及び警察と連携して特別警備体制を整えるものとする。
2. 組織委員会は、大会期間中についてのみ参加者と用具の安全に責任を負い(DG2を参照)、大会直前または直後に発生した行事への責任はないものとする。

##### 6. ボランティア

組織委員会は、現地の全会場及び競技プログラムに精通したボランティアを組織するものとする。ボランティアは主要会場への行き方と施設の案内について大会参加者を支援する。

#### DG31. 違反

本規則の条項に記載していない事由により特定の人もしくは団体に対して罰則手続きが必要となった場合は、執行理事会が罰金を決定する。その際のICSD執行理事会の決定は最終決定とする。



## 2013 デフリンピック

### 一般規則

更新：2013年1月25日

#### DG32. その他

本規則の条項に記載していない事柄については、ICSD規則及び付則を参照するものとし、場合により国際スポーツ連盟（ISF）規則またはIOC憲章に従うものとする。

---